

市内の建築協定一覧

(令和7年4月24日現在)

- ①越谷市レフィナード千間台建築協定
- ②越谷ゆいまーる建築協定
- ③グラストせんげん台建築協定
- ④こしがや・四季の路建築協定
- ⑤レイクタウン美環の杜建築協定
- ⑥花と果樹の街 こしがや建築協定

※以下の内容は各協定の概要を示したものです。詳細につきましては建築住宅課(Tel048-963-9235)までお問い合わせ下さい。

①	建 築 協 定 名	越谷市レフィナード千間台建築協定
	場 所	越谷市大字船渡字堀向350-1～-43、353-9～-50
	認 可 年 月 日	平成18年5月8日
	協 定 内 容 の 概 要	・用途は、一戸建ての専用住宅又は建築基準法施行令第130条の3に定める兼用住宅及び附属車庫又は物置等とする。 ・敷地面積は、100㎡以上とする。 ・地盤面からの高さは、10m以下かつ軒の高さは7m以下とする。 ・外壁又はこれにかわる柱の面から道路境界線までの距離を70cm以上、隣地等については50cm以上とする。 ・道路境界線から40cm以内までの空間を生垣又は花壇等の植栽とすること。 ・敷地内には、美観を損なう広告物や看板等を設置しないこと。
	有 効 期 間	20年
	協 定 区 域 の 面 積	約0.6ha(38区画)
	協定区域の用途地域	第1種中高層住居専用地域・第1種住居地域

②	建 築 協 定 名	越谷ゆいまーる建築協定
	場 所	西大袋土地区画整理事業地内33街区1画地、10～17画地
	認 可 年 月 日	平成19年10月30日
	協 定 内 容 の 概 要	・用途は、一戸建ての専用住宅又は建築基準法施行令第130条の3に定める兼用住宅及び附属する外壁を設けない開放性の高いカーポート等で高さが3m以下かつ床面積が15㎡以内のもの。 ・階数は地階を除き2以下で、地盤面からの高さは、10m以下かつ軒の高さは7m以下とする。 ・外壁又はこれにかわる柱の面から敷地境界線(コモン境界線を除く)までの距離を1m以上とする。 ・敷地内には、美観を損なう広告物や看板等を設置しないこと。
	有 効 期 間	20年
	協 定 区 域 の 面 積	約0.16ha(8区画)
②	協定区域の用途地域	第1種中高層住居専用地域

③	建 築 協 定 名	グラストせんげん台建築協定
	場 所	越谷市大字平方字沼田1427-1、-12~-57
	認 可 年 月 日	平成20年2月20日
	協 定 内 容 の 概 要	・用途は、一戸建ての専用住宅又は建築基準法に定める兼用住宅及び附属車庫又は物置等とする。 ・敷地面積は、100㎡以上とする。 ・地盤面からの高さは、10m以下とし、当該部分から敷地境界線までの真北方向の水平距離に6mを加えたもの以下とする。 ・外壁又はこれにかわる柱の面から道路境界線までの距離を50cm以上とする。 ・道路境界線から50cm(県道に面しては30cm)以内にあるかき又はさくは生垣等とすること。 ・屋外広告物は自己用のもののみとし、街並みの景観に配慮すること。
	有 効 期 間	20年
	協 定 区 域 の 面 積	約0.58ha(41区画)
	協定区域の用途地域	第1種中高層住居専用地域

④	建 築 協 定 名	こしがや・四季の路建築協定
	場 所	越谷市大字大道字大248-1~-25
	認 可 年 月 日	平成21年3月31日
	協 定 内 容 の 概 要	・用途は、一戸建てとし専用住宅又は運営委員会の認める兼用住宅及び附属物置、車庫等で高さ3m以下、床面積15㎡以内のもの。 ・容積率は100%以下とする。 ・地盤面からの高さは10m以下、軒の高さは7m以下とし、地盤面からの各部分の高さは、当該部分から敷地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とする。 ・外壁から道路境界線までの距離を90cm以上、隣地境界線等までの距離を80cm以上とする。 ・1区画の敷地面積は、200㎡以上とする。 ・ヘイを設ける場合は、道路境界線から25cm以上離し、高さ1.5m以下とし、生垣を設ける場合には道路境界線から30cm以上とする。 ・敷地内には、美観を損なう広告物や看板等を設置しないこと。
	有 効 期 間	20年
	協 定 区 域 の 面 積	約0.48ha(21区画)
	協定区域の用途地域	第1種中高層住居専用地域

⑤	建 築 協 定 名	レイクタウン美環の杜建築協定
	場 所	越谷レイクタウン特定土地区画整理事業区域内202街区1画地
	認 可 年 月 日	平成21年6月15日
	協 定 内 容 の 概 要	・敷地の区画変更の禁止 ・用途は、一戸建てとし専用住宅又は延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ50㎡以内の事務所等を兼ねる住宅、集会所、附属する車庫及び物置。 ・容積率は100%以下とする。 ・建ぺい率は50%以下とする。 ・外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は1m以上、キャナルに面する敷地境界線までの距離を1.5m以上とする。 ・階数は地階を除き2以下とする。 ・2階部分の屋根形状は、2.5/10以上の勾配屋根とし、屋上部分は利用しないものとする。 ・道路に面する側にかく又はさくを設ける場合は、生け垣又は高さ1.2m以下塀等とし、塀の高さが60cmを超える部分は透視可能なフェンス等とする。
	有 効 期 間	20年
	協 定 区 域 の 面 積	約3.26ha(132区画)
協定区域の用途地域		第1種低層住居専用地域・第1種住居地域

⑥	建 築 協 定 名	花と果樹の街 こしがや建築協定
	場 所	越谷市大字恩間字中堤 369-1、369-2、371-1、372-1
	認 可 年 月 日	平成24年10月1日
	協 定 内 容 の 概 要	・用途は、一戸建ての専用住宅及び附属する外壁を設けない開放性の高いカーポート等とする。 ・階数は地階を除き2以下とする。 ・地盤面からの高さは10m以下、軒の高さは7m以下とし、当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて7mを加えたもの以下とする。 ・外壁から道路境界線までの距離は0.5m又は1mの定められた距離以上とし、緑道境界線までの距離は0.7m以上、隣地境界線までの距離は0.5m以上とする。 ・道路境界線Aに面する部分にはかき又はさくを設置しないでオープン外構とし、緑地帯(グリーンベルト)とする。道路境界線Bから0.5mの範囲はセミパブリックゾーンとして、工作物等の設置はしない。 ・道路に面する部分以外にかき又はさくを設ける場合は、生け垣又は透視可能なさくとする。また、セミプライベートゾーンにはかき又はさく等を設置しない。 ・クルドサックの中心に植栽したシンボルツリーを全員の負担により維持管理すること。 ・緑道にはブドウ棚及び雨水利用設備等の他には建築物等を設置しない。
	有 効 期 間	20年
	協 定 区 域 の 面 積	約0.16ha(11区画)
	協定区域の用途地域	第1種中高層住居専用地域